

福岡市障がい児団体運営費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい児団体の運営費等にかかる補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要綱に規定するもののほか、補助金の取扱いについては、福岡市補助金交付規則（以下「規則」という。）による。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、在宅心身障がい児の療育、指導、相談等の活動を自主的に実施している福岡市に所在する障がい児団体で、市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に掲げる補助対象経費について、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（規則様式第1号）及びこれに必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第5条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、規則第5条に基づき交付の決定をし、対象団体に対し同7条に基づく決定の通知を行うものとする。

(暴力団の排除)

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（実績報告）

第7条 対象団体は、事業完了後すみやかに事業実績報告書（規則様式第4号）及びこれに必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 市長は、実績報告を受けた場合は、規則第15条により調査確認し、補助金の額を確定し対象団体に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

（期間）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表

福岡市障がい児団体運営費等補助対象経費一覧表

区 分	補助対象となる経費
運営費	事務費 研修費 通信費 その他市長が運営に必要と認める経費
事業費	謝礼 交通費 会議費 行事費 その他市長が事業に必要と認める経費
その他	市長が特に必要と認めるもの